

平成31年度トップアスリート強化支援金支給要項

(目的)

第1条 この要項は、日本代表として国内合宿や国外遠征等に参加する本県ゆかりのスポーツ選手に予算の範囲内でトップアスリート強化支援金（以下「強化支援金」という。）を支給し、「スポーツ立県えひめ」の実現に向けた競技力向上及びスポーツの振興を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 強化支援金の支給対象者は、平成19年4月1日以前に生まれた者のうち、別表第1に定める競技の中央競技団体（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に加盟しているものに限る。）・JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）・JPC（日本パラリンピック委員会）に、日本代表選手又は世代別日本代表選手（いずれも候補を含む。以下「代表選手」という。）に指定され、国内合宿又は国外遠征等（以下「合宿遠征」という。）に参加する選手（以下「選手」という。）のうち、次に定めるものとする。

- (1) 県内の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「中学校等」という。）に在学していること
- (2) (1) 以外で県内に在住している場合、本県競技団体に登録をしていること
- (3) 県外に在住している場合、県内の中学校等を卒業していること

(強化支援金の額)

第3条 強化支援金の額は、別表第2に定める金額とする。

- 2 強化支援金の支給回数は、当該年度において、原則、国内合宿及び国外遠征等各1回までとする。ただし、第5条に規定する支給を受ける場合はこの限りではない。

(強化支援金の支給申請)

第4条 強化支援金の支給を受けようとする選手（未成年者である場合にあってはその保護者。以下「申請者」という。）は、トップアスリート強化支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 代表選手に指定されたことを証する書類
- (2) 合宿遠征に参加することが確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(2020東京オリンピック・パラリンピック特別育成強化枠)

第5条 2020東京オリンピック・パラリンピックに出場の可能性があるトップアスリートについて、別表第3に定める競技実績に応じ、支給回数の上限を拡大する。

- 2 2020東京オリンピック・パラリンピック特別育成強化枠での申請に当たっては、特別育成強化枠認定（競技実績）申請書（様式第3号）に競技実績を証する書類を添えて、知事に提出し、資格認定の審査を受けるものとする。

(強化支援金の支給)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、強化支援金の支給を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 強化支援金は、原則として口座振替により支給するものとする。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(参加報告)

第7条 強化支援金の支給を受けた者は、合宿遠征終了後1月以内又は令和2年4月10日のい

いずれか早い日までに参加実績報告書（様式第2号）に次に掲げる関係書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 合宿遠征に参加したことが確認できる書類
- (2) その他知事が必要と認めるもの
（強化支援金の支給の取消及び返還）

第8条 知事は、選手が本人の都合等により合宿遠征に参加しなかった場合は、強化支援金の支給を取り消し、又は既に支給した強化支援金の返還を申請者に命ずることができるものとする。

別表第1（第2条関係）

| | |
|--|---|
| 国民体育大会正式競技（41競技）及び オリンピック・パラリンピック 実施競技（42競技） | 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール（ビーチバレーを含む）、体操（トランポリンを含む）、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スキー（フリースタイル、スノーボードを含む）、スケート、アイスホッケー、トライアスロン、近代五種、テコンドー、サーフィン、スケートボード、バイアスロン、ボブスレー・リュージュ・スケルトン、カーリング、ボッチャ、ゴールボール |
|--|---|

※共通競技は重複表記。なお、オリンピック実施競技におけるバスケットボール競技には、3人制バスケットボールを含み、ソフトボール競技は、男子野球、女子ソフトボール、ライフル射撃とクレール射撃は射撃、山岳はスポーツクライミングとする。また、パラリンピック実施競技におけるウエイトリフティングは、パワーリフティングとする。

別表第2（第3条関係）

| 区分 | 強化支援金の額 |
|--------------|----------|
| 国内合宿等に参加する場合 | 50,000円 |
| 国外遠征等に参加する場合 | 100,000円 |

別表第3（第5条関係）

| 区分 | 条 件 |
|----|---|
| 1 | 当該年度を含む過去3年間に国際大会（オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア大会及びそれらと同等の国際的な規模のスポーツ競技大会をいう。（※1））に日本代表選手として選ばれた者 |
| 2 | 当該年度を含む過去3年間に全国大会（国民体育大会、全日本選手権大会及びそれらと同等の全国的な規模のスポーツ競技会をいう。（※1））でベスト4以上の成績を収めた者（団体種目においては、正選手として出場した者） |
| 3 | 当該年度を含む過去3年間に上記1の国際大会（※1）において、ベスト4以上の成績を収めた者（団体種目においては、正選手として出場した者） |

（※1）パラリンピック実施競技については、別表第3の各区分で示す大会と同等規模の大会を対象とする。

- 区分1及び2を満たす場合：国内合宿等参加及び国外遠征等参加に係る申請数を上限各2回に拡大。
- 区分3を満たす場合：国内合宿等参加及び国外遠征等参加に係る申請数を上限各3回に拡大。